

合意書

愛媛労災病院と_____は、保険薬局における院外処方箋に係る
薬剤師法第 23 条第 2 項の取扱いについて、下記の通り合意した。

なお、運用においては患者が不利益を被らないように、十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。（詳細は合意プロトコル参照）

- ①成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）
- ②内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ③無料で行う半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）
- ④無料で行う一包化
- ⑤湿布薬や軟膏類の包装・規格・剤型の変更
- ⑥処方医指示の外用薬の用法追記
- ⑦週1回、月1回製剤及び隔日投与における処方日数の適正化
- ⑧別に定めるところの用法の適正化
- ⑨点眼薬における処方数の適正化
- ⑩別に定めるところの残薬調整に関する投与日数・投与数の適正化
- ⑪その他の合意事項

2. 開始時期について

開始時期：令和 年 月 日

3. 変更内容について

変更内容については、必要時協議を行うこととする

令和 年 月 日

名称 : 愛媛労災病院
住 所 : 愛媛県新居浜市南小松原町 13-27
代表者氏名 : 院長 木戸 健司 印

名称 : _____
住 所 : _____
代表者氏名 : _____ 印

以上